

## 石巻市個人情報保護条例の一部改正（案）について

### 1 オンライン結合の制限の見直し

#### (1) 改正内容

	現 行		改 正
オンライン結合の定義	「通信回線による電子計算機の結合」	⇒	明確な定義を設ける
	「オンライン結合の制限」		「オンライン結合による個人情報の提供の制限」
オンライン結合の例外規定	① 法令等に定めがある場合	⇒	① 本人の同意がある場合
	② 実施機関が審査会の意見を聴いて、事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認める場合		② 法令等に定めがある場合
			③ 人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ない場合
			④ 出版、報道等により公にされている場合
			⑤ 審査会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認める場合

#### (2) 改正理由

現行条例では、オンライン結合の明確な定義が規定されておらず、解釈・運用により「実施機関のシステムが通信回線によって市以外の機関と結合されることを制限」しているが、クラウドの利用など情報通信技術の多様化に伴う条例上のシステムの保護措置の適用を適切に判断するため、定義を明確化するとともに、現行の「オンライン結合自体」を制限するものから、個人情報の流出を防ぐために「オンライン結合による個人情報を提供する場合」に限って制限するものに規定内容を改めるものである。

また、現行条例においてオンライン結合を行う場合は、「法令等に定めがある場合」以外は審査会の意見を聴く必要があるが、これに、審査会の意見聴取手続を省く合理的な理由があると考えられる「本人の同意がある場合」、「緊急かつやむを得ない場合」及び「出版、報道等により公にされている場合」の3事項を加えるとともに、審査会の意見を聴く場合についても「目的を達成するために必要であり、欠くことができない場合」を「公益上の必要があり、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認める場合」の規定に改めるものである。

### 2 罰則規定の設定

#### (1) 規定内容

対 象 者	対 象 行 為	量 刑
実施機関の職員、元職員、派遣労働者、元派遣労働者、委託事務従事者、元従事者	個人を容易に検索することができるように体系的に構成された公文書を提供	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	個人の秘密に属する事項が記録された公文書を提供	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
委託事務の法人の代表者、法人、代理人、使用人等 (両罰規定)	個人情報をご自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用	同 上

実施機関の職員	職権を濫用して個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真等を収集	同上
個人情報の開示を受けた者	偽りその他不正な手段による取得	5万円以下の過料
指定管理者、管理業務の従事者、指定管理者の代表者、代理人等（両罰規定）	個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

## (2) 規定理由

行政機関個人情報保護法は、正当な理由なく個人情報を外部提供した行政機関の職員や受託業者、不正な手段により開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者等に対し、罰則を課しており、宮城県条例も職員、受託業者等への罰則規定を設けている。

国や地方公共団体においては、社会情勢の変化や国民意識の高まりの中、強い姿勢で個人情報の適正な取扱いを担保すべく罰則規定を設けており、本市においても実施機関の個人情報の適正な取扱いの確保と個人の権利利益の侵害防止を図り、市に対する市民の信頼を得るため、地方公務員法の守秘義務違反等に対する罰則のみならず、条例の各義務に違反した場合にも罰則を課す規定を設けるものである（量刑等は宮城県条例と同様）。

## 3 不開示情報の類型の整理

現行条例における不開示基準は、情報公開条例における不開示基準との整合は図られておらず、各々の基準で判断を行っている。

しかし、個人情報保護条例と情報公開条例の不開示基準との間で相応の制度的整合性を保たせる必要があることから、不開示とすることによって保護されるべき利益に留意しつつ、情報公開条例との整合を図りながら、適切な不開示基準を設けるものである。

## 4 その他の主な改正

- ・「収集の禁止事項」の例外規定のうち、実施機関の意見を聴取する事項を「オンライン結合による提供の制限」の例外規定と整合を図る。
- ・個人情報の存否自体を明らかにしない「存否応当拒否」規定を新たに設ける。
- ・原則として「決定通知後90日以内に開示を受けなければならない」旨の規定を設ける。
- ・第三者からの反対意見書等の提出に関する規定を設ける。

## 5 関係条例の改正

条例名	改正内容
情報公開条例	「決定通知後90日以内に開示を受ける義務」規定の追加
情報公開・個人情報保護審査会条例	引用条項の改正
公の施設の指定管理者の指定の 手続等に関する条例	指定管理者に対する罰則規定の追加

## 6 施行日 公布の日（罰則規定のみ平成29年4月1日）